

*コピーしてお使いください

地域教育会議【委託費支出前】チェックシート

【支出できる項目】の内容で、皆様から問合せをいただいている内容を挙げました。
委託費を支出する前に内容を確認し、委託費を使用する方に確実にお伝えください！

| 内 容 | 確 認 |
|--|-----|
| ①委託費から物品を購入した場合、レシートや領収証をしっかり取っておきます。＊領収証の場合、 <u>支出内容が具体的に分かるようにします。</u> | |
| ②領収書の宛名（〇〇中学校区地域教育会議・〇〇区地域教育会議）をしっかり記入します。＊レシートの場合は余白に記入します。 | |
| ③委託費から支出できるのは <u>水・お茶のみ</u> です。 ＊ <u>水・お茶以外の飲料やお菓子は支出できません。</u> | |
| ④交通費を支給する際は、 <u>内容と経路（●●～〇〇）や費用を表記し、受領した方の自署でのサインや押印</u> をもらいます。 | |
| ⑤地域教育コーディネーター・事務局員の謝礼については、活動状況が分かるように出勤簿を作成して謝金額を標記し、 <u>受領日と受領した方の自署でのサインや押印</u> をもらいます。 | |
| ⑥事業委員会や学校等に <u>活動費を事前にわたす場合、必ず、活動費の支出内容（具体的に）と領収証を提出してもらいます。</u> ＊渡したままにはしません。 | |
| ⑦講師への謝礼で、 <u>物品（花束や菓子折り、金券）を渡すことはできません。</u> | |
| ⑧イベント参加者への記念品配付は好ましくありません。また、イベント参加者の口に入るるものなど、 <u>受益者負担すべきものは支出の対象外</u> です。 | |
| ⑨委託費から地域の祭事等にお祝い金等を渡すことはできません。 | |
| ⑩上記内容やそれ以外に、委託費の支出について分からないことがある時は、 <u>地域教育推進課（044-200-3565）に連絡して確認します。</u> | |